



早良区入部校区の災害時避難訓練の様子。
 日頃から校区内の福祉施設・事業所と協力して、
 災害が発生した時に要支援者の方を地域で避難誘導・支援する体制づくりに取り組んでいます。



福岡市社会福祉協議会
 マスコットキャラクター
 ここと

目次

P2~3 **特集** 平成30年7月豪雨災害に対する地域での取組みを振り返る

- P4 ●社会貢献型空家バンク事業について
- 死後事務委任事業の対象者要件が変わります
- P5 ●子どもたちが安心できる地域の居場所づくり
- P6 ●ボランティアグループ「風ふく丘first」と体験学習プログラムの出前講座
- P7 ●この人に聞く 日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNET 久津摩 和弘 氏
- P8 ●ご寄付ありがとうございました
- ボランティアセンター開所時間変更のお知らせ
- 福岡市奉仕銀行寄付金配分先を募集します
- 赤い羽根共同募金会からのお礼
- みんなでよかトレを始めよう ~福岡市介護予防応援WEBサイトについて~



特集

平成30年7月豪雨災害に対する 地域での取組みを振り返る

ここ数年、全国各所で豪雨や地震などによる災害が頻発しています。福岡市内でも平成30年7月の豪雨で局地的な被害がありました。災害時には公的な支援がすぐに行き届かないことも多く、地域の中での助け合いが不可欠だといわれていますが、今回の災害に際して、日頃からの取組みや関係づくりによって、災害時の支え合いや助け合いの取組みにつながった福岡市内の事例をご紹介します。

地域と事業所が連携した災害時避難訓練の経験から ～訓練の経験を活かしたスムーズな避難～

早良区入部校区

入部校区は、早良区の南部にあり、山や川に囲まれた自然豊かな校区ですが、過去に豪雨による土砂災害があったこともあり、地域住民も災害に対する危機感を持っていました。校区が高台にあり避難に困難さがあること、避難を支援するボランティアも高齢化していること、小学校や公民館が土砂災害警戒区域に入っており豪雨災害時に避難所として使用できないことなど、地域だけでは解決が難しい様々な課題があったことから、平成29年に地域と事業所のネットワークである「さわら南よかここネット(※)」が協力して、早良第6地域包括支援センター主導のもと校区全体の避難場所の見直し検討を行い、町内毎に最寄りの災害時緊急避難場所を設定しました。この避難場所には福祉施設・事業所も含まれています。また、各事業所が提供できる支援(ヒト・モノ)の内容、避難受け入れ可能人数などの情報をまとめた「災害時たすけあいマップ」を作成するなど、地域の社会資源である事業所と一体となった体制づくりを進めてきました。

さらに、各自治会と事業所との顔合わせや意見交換を行った結果、今年度は新たな取組みとして、地域と事業所が協力して要支援者の避難誘導を行う町単位の避難訓練が一部の町内で実施されました。訓練では、実際に要支援者を車いすで最寄りの避難場所である集会所へ介助・誘導し、そこから高齢者や体の不自由な避難者を受け入れてくれる近隣の事業所まで、事業所の車両を使用して送迎する、という実践的なシミュレーションも行われました。

訓練を実施したことで、実際の避難経路の妥当性を

確認することができ、住民が車いすの介助・操作の方法を学ぶことができました。また、訓練を実施した翌月(7月)の西日本豪雨の際、訓練の経験を活かして、実際に地域と事業所で協力して要支援者をスムーズに事業所へ避難誘導することができたという大きな成果がありました。

平常時の訓練や今回の豪雨における避難支援、そのほか地域と事業所が日頃から協働し様々な取組みを行うことで、両者の連携が深まっており、住民の方々の安心感にもつながっています。災害時に限らず、複雑・多様化する福祉課題に対応するには、地域や単体の事業所だけでは困難なことも多いですが、入部校区の事例のように、地域と事業所ネットワークとがお互いに連携することで、新たな取組みを見出すこともできるのではないのでしょうか。

※「さわら南よかここネット」とは

早良区南部の野芥、四箇田、入部、早良、内野、曲淵、脇山校区の介護保険事業所が連携し、地域とともに、認知症の見守りネットワークを作ることを目的に結成。今では障がい福祉サービス事業所や医療機関なども加わり、事業所マップづくりによる事業所連携強、認知症声かけ訓練や認知症サポーター養成講座による地域住民への普及活動、家族介護者への支援、ふれあいサロン等での出前講座、買物支援など様々な地域課題に対応する取組みを地域と協力して実施しています。

臨時災害ボランティアセンターの活動を通じて ～地元ボランティアや地域が主体となって運営～

西区西陵校区

平成30年7月6日の夕方、豪雨により、西区の西陵中学校のグラウンドの法面が崩れ、道路や近隣の家屋敷地内に大量の土砂が流入する被害がありました。

翌日から、土砂の撤去作業をするために地域の方を中心に多くのボランティアが集まりましたが、西陵校区では活動をスムーズに進められるように、西陵校区自治協議会・特定非営利活動法人YNF・一般社団法人ふくおかfun・福岡市社協・西区社協が協働で「西陵校区臨時災害ボランティアセンター」を開設・運営することになりました。その結果、7月10日までの4



日間で、地域のボランティア、西陵中学校・西陵高校の学生、災害NPO団体、区役所、教育委員会など、延べ約800人の方により、道路の土砂撤去、家屋の床下に入り込んだ泥のかき出しなど、復旧支援活動が行われました。最初の2日間の作業で道路はほぼ開通し、社協職員も地域やボランティア

の力の大きさ、心強さを実感しました。

今回の災害では、地域の方々が、ご近所同士で声をかけ、助け合いながら復旧活動にあたっていました。近隣住民の方がボランティアへ自宅のトイレや、水道を使わせていただいたり、近隣の病院からは休憩場所などの提供があったりと、地域のつながりによって活動がスムーズに進んでいました。

また、西区社協からの呼びかけに応じて、地域の医療・介護事業所等のネットワーク「参の会」から飲料などの物資協力があったほか、後日、福岡玄海ライオンズクラブ様からは「地域の復旧活動等に役立ててほしい」と寄付もいただきました。これらの支援は活動の大きな支えになるとともに、地域と事業所等との関係の強化にもつながりました。

また今回、避難指示が出された西陵校区の町内では、ふれあいネットワークによる日頃から顔の見える関係づくりや避難行動要支援者の「個別計画」ができていたことが、避難の呼びかけや公民館での避難生活に大きく役立ち、あらためて日頃からの見守りや災害への備えの重要性を再認識する機会となりました。

避難行動要支援者名簿の活用

～平常時の見守りと災害時の避難支援との連動に向けて～

福岡市では平成29年度より、災害時に一人で避難することが難しい「避難行動要支援者」のうち、ご自身の情報提供について同意された方の名簿が、「避難行動要支援者名簿」として校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員に提供されています。

大規模な災害が発生した場合、ご近所や地域の中で安否確認や避難誘導といった支え合い・助け合いができるかが大きなポイントとなりますが、今回紹介した事例からもわかるように、日頃からの顔の見える関係やつながりがなければ、いざ災害時に地域で助け合うことは困難です。

7月の豪雨時においては、社協職員が把握しているだけでも市内の約4割の校区において、避難行動要支援者名簿や日頃から把握している見守り対象者の情報

を活用して、地域住民による安否確認や声掛けなどが行われました。ご自宅で不安を感じていた高齢者の方々にとっては、近隣の方が気にかけてくれることがとても心強かったでしょうし、これは長年にわたり見守り活動をはじめとする地域福祉活動に地道に取り組んできたからこそできた動きです。

今後もいつ福岡市内で災害が発生するか分かりません。災害時に備えた平常時からの見守りについて、関係団体間で、取組みの必要性やどのような支援ができるかについて話し合い、方針や役割分担等を共有しておくことが重要となります。市社協・区社協では、そのような地域の実情に応じた取組みや、日頃からの住民同士のつながりづくり、地域と事業所のつながりづくりをこれからも支援していきます。

社会貢献型空家バンク事業について

地域の空家を福祉拠点に！ 東区で第2弾スタート

本会は、(一社)古家空家調査連絡会と共働し、社会貢献型空家バンク事業を実施しています。全国的に増加している空家を、ふれあいサロンや子ども食堂などの地域活動の場や、高齢者や障がい者等の住まいなど、福祉拠点として再生する取り組みです。

このたび、東区香椎にある築45年の中古住宅「なかしまホーム」が、障がい者のシェアハウスとして生まれ変わり、9月29日にオープニングセレモニーが催されました。また改修にあたり、近隣住民への施設紹介も兼ねて、漆喰塗りワークショップを実施しました。地域住民や入居者、学生ボランティアなどが集まり、悪戦苦闘しながらも室内が漆喰で真っ白になっていくにつれ、住宅に新しい息吹がもたらされるのを実感しました。

平成31年度からは、空家物件や活用希望者の情報、専門家からのアドバイスなどを発信するWEBサイトも開設する予定です。こちらもぜひ楽しみにしてください！



見違えるほど明るい室内に



みんなで協力して漆喰塗り



鍵受け渡し式の様子

【お問合せ】 地域福祉課 TEL：720-5356

死後事務委任事業の対象者要件が変わります

本会は身寄りのない方などを対象に、葬儀や納骨、家財処分などの死後事務を行う事業を実施しています。今回、より利用しやすくなるよう、対象者の要件を見直すこととしました。詳細は担当課までお問合せください。

【やすらかパック事業】平成30年12月より変更

○65才以上 → 40才以上

○保険料金割増特約の場合は不可 → 50%割増まで対応可

【ずーっとあんしん安らか事業】平成31年4月より変更予定

○75才以上 → 70才以上

○子がない方 → 原則として子がない方



【お問合せ】 地域福祉課 TEL：720-5356

子どもたちが安心できる地域の居場所づくり

福岡市では、「子ども食堂」など、定期的に子どもたちへの食事の提供と居場所づくりを行う団体に対し、その活動経費の一部を助成する「子どもの食と居場所づくり支援事業」を実施しており、今年度から各区社協がこの助成申請の窓口となっています。

また、各区社協では、上記助成の対象・対象外を問わず、子どもの居場所(例:食事支援、学習支援など)の立上げ・運営の支援や相談対応、団体同士の交流会の企画・開催なども行っています。

福岡市 子どもの食と居場所づくり支援事業補助金

○対象となる事業

食事の提供と学習支援や子ども同士の遊び体験などの居場所づくりを行う事業

- ・開催頻度は、月1回以上であること
- ・開催時間は、1回あたり3時間以上であること
- ・宗教または政治活動、営利を目的としないこと など

○補助対象者

NPOやボランティア団体等で、定款・会則等を備えている団体

※ただし、宗教・政治活動を目的とした団体は対象外



○補助の対象となる経費と補助金の交付額

交付額は補助対象経費の3分の2以下(3分の1以上は自主的な財源・経費での運営が必要)

①事業の開始に必要な経費 <例>冷蔵庫、調理器具、食器などの購入費 など

【限度額】 10万円

②事業の実施に必要な経費 <例>会場借上料、食材費、光熱水費 など

【限度額】 月1回開催→10万円/月2回開催→20万円

月3回開催→30万円/月4回以上開催→40万円

※年度の途中で申請した場合、運営経費の限度額は月割りになります。

※上記記載内容は平成30年度の補助要件です。詳細については必ず募集要項をご確認ください。募集要項や申請に必要な様式は福岡市のホームページからダウンロードできます。

※団体の所在地の区社協が窓口となります。申請や相談は年間を通じて受け付けています。

【お問合せ】 地域福祉課 TEL: 720-5356

<広告>

自動車保険の見直ししてみませんか?

お見積りは無料です!

ポイント1

福岡市社協正会員様の自動車共済には **団体割引10%** が適用!

ポイント2

社会福祉事業者様の所有・使用自動車に対し **福祉施設割引10%** が適用!



●お問合せ先●

西日本自動車共済協同組合 福岡支局(担当:上原)
〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目15-25-1F
TEL:092-481-1781 Fax:092-481-1760
Mail:t-uehara@nishijikyo.com

 **西日本自動車共済協同組合**

(本部)福岡市博多区東比恵2-15-25 TEL092-441-5901 (代表)

NJ91B.1807.0054.190331

知的障がい・発達障がいへの理解の輪が広がることを願って ～知的障がい・発達障がい者を支援する取組み～ ボランティアグループ「風ふく丘first」と体験学習プログラムの出前講座

知的障がい者や発達障がい者の中には、自己表現やコミュニケーションが苦手な人もいます。その障がいの特性について知らないままに障がいがある人と関わると、誤解や偏見を持ってしまうことがあります。

障がいの特性は一人ひとり異なります。まずは、周囲がその特性を理解し、それぞれに合った対応をすることが大切です。

ボランティアセンターでは、障がいについての基本知識や適切な関わり方を学ぶボランティア養成講座や「障がいの擬似体験プログラム」の実施に取り組んでいます。

● 風ふく丘firstの活動



「風ふく丘first」は、ボランティアセンターで実施した「知的障がい・発達障がい者支援ボランティア養成講座」の修了生で発足したボランティアグループです。

現在、主に取り組んでいるボランティア活動は2つあります。ひとつは、「市内の中学校の特別支援学級や施設の支援活動」です。この活動では、校外学習への付き添いや家庭科の授業でサポートをしています。

もうひとつは、個人からの依頼への対応です。活動は、ダイエットや運動を目的とした散歩の同行をはじめ、プールや習いごと等の余暇活動のための外出支援などです。

個人からの依頼に対しては、その方の特性に応じた対応が求められます。このため、相談支援事業所などの関係機関と連携をとりながら活動しています。

風ふく丘first 代表 中野良春さん

私がこの活動をやって良かったと思う事はたくさんの感動を得られることです。サラリーマン時代では想像も出来なかった障がい者との出会い、又、交流から見られる笑顔への喜び等、新しい発見ばかりです。これらのことが人生の新たな生き甲斐になっています。

私達は障がい者の方々のご依頼にお応えする為に各々の過去の経験を生かしながら新たな活動に挑戦しているところです。現在は12名で活動中ですが、私達の取組みに賛同いただき一緒に活動する方が増えれば、もっと活動の場を拡大出来るのではと考えております。

● 知的障がい者・発達障がい者を理解する障がいの擬似体験プログラム

知的障がいや発達障がいのある人の感じ方の擬似体験をとおして、障がいの特性を実感するプログラムです。これは、福岡市手をつなぐ育成会親の会の有志メンバーによる「手をつなぐ応援隊」が実施しています。この体験の前後には、子育ての体験談や障がいの特性や対応方法についてお話をしています。

福岡市手をつなぐ応援隊 下山いわ子さん

昨年度は30カ所、約790名を対象に講座を実施しました。この講座で大切にしていることは、「わかりやすく」「楽しみながら」です。受講された方の楽しそうな様子を見ると私たちも励みになります。この講座で障がいのすべてを伝えるものではありません。まずは、「障がいを知る」きっかけになればと思います。

これからも、多くの方に知的障がいや発達障がいについて知っていただく取組みを行っていきたいと思います。

講師：手をつなぐ応援隊

時間：1時間半～2時間(応相談)

場所：福岡県内

準備するもの：プロジェクター、パソコン、コピー用紙、筆記用具

参加人数：少人数から50名程度
(応相談)

【お問合せ】福岡市ボランティアセンター TEL：713-0777

この人に聞く

一般社団法人 日本地域福祉ファンドレイジング
ネットワーク COMMNET 理事長
くつま かずひろ
久津摩 和弘氏



山口県社協、山口県共募を経て現職。日本ファンドレイジング協会理事。共同募金会が全国で展開する寄付つき商品企画「赤い羽根共同募金百貨店プロジェクト」創設者。国内福祉業界初のファンドレイジング書籍「地域福祉とファンドレイジング」出版。

本会では、本年より、地域福祉課題を分析し、解決に向けて取り組むファンドレイジングという手法を学んでいます。

本会研修の講師であり、福祉業界のファンドレイジングの第一人者である久津摩 和弘さんにお話を伺いました。

Q. ファンドレイジングに出会ったきっかけは？

前職の山口県社会福祉協議会に勤めていた時、相談者からの困りごとに対し、必要な福祉サービスを提供できず、悔しさを感じました。公的な福祉サービス等は、平等性・公平性の観点など制限があるため、サービスの提供に限界があります。それに対し、海外では寄付などの民間財源を集めて困っている人たちへ枠にとられない支援を届けていることを知りました。「お金がなかったら、あきらめるしかない」その状況を打破したいと思ったことがファンドレイジングに関わりたかったと思っただけです。

Q. 具体的にどのような取り組みがあるのでしょうか。

立ち上げを支援した子どもの貧困対策の活動を行う山口市の「こども明日花プロジェクト」では、「生まれ育った環境のために、学ぶことができない子、お腹いっぱい食べられない子、居場所がない子、そんな子どもをゼロにしたい」を目標に熱意がある人が集まりました。子どもの貧困対策では、食事代、入学金、学費等の進学のためにかかる費用などは、個人的なニーズであるため、公的財源では対応できません。そのため、寄付を確保して、子どもたちにご飯を提供したり、無料学習塾を開設する取り組みなどを行っています。また、最もベストな支援方法と必要な人、もの、資金などの情報に関心のある方や企業と共有し、寄付やボランティア

ファンドレイジングとは

地域の課題や有効な解決策を住民と共有し、共感を得て、ボランティアや寄付による活動への「参加」をしてもらい、社会課題解決まで一緒に歩む主体性を持った「仲間」を増やしていく行為。

アなどあらゆる方法で参加いただき、支援の輪が広がっています。民間企業の営業職の方は営業活動の傍ら活動のPRを行ったり、人前で話すことが得意な保険会社勤務の方は寄付を集めるためのプレゼンテーションを行ったりなど、プロボノ(専門職の技術を利用するボランティア)として、参加してくれています。

Q. ファンドレイジングにはいろいろな関わり方があるんですね。

ファンドレイジングをしていくためには、社会課題を解決できる活動を作り、それを見える化し、多くの方々と共に感じていただくことが大切です。その結果、地域や行政から信頼を得られ、社会課題が解決できるまで応援してくれるボランティアや寄付が集まり、社会変革ができるようになります。

地元や社会で困っている人々を支援する方法は、自分でできるときは「ボランティア」、専門家などに任せるときは「寄付」になります。最近では、継続的に団体へ寄付をするマンスリーサポーターや、残された財産の一部を寄付する「遺贈」といった支援の方法を選ぶ方も増えています。一人ひとりの力は小さくても、多くの人たちが参加していくことが、課題解決へつながります。ぜひ自分でできる形での参加をしていただきたいと思っています。

Q. 私たち社会福祉協議会が住民の皆さんのためにできることはありますか？

困っている人を支援するサービスがなかったり、公的な仕組みがない場合、新たな支援活動を作ることが社協の使命の1つです。ただ、仕組みを作るだけでなく、その仕組みを動かす財源確保と仲間づくりを合わせて取り組むことで、地元の社会課題を継続的に解決していくことができるようになります。「社協職員が来たら、地域の社会課題がどんどん解決できる」地域のみならずそう言われる社協になってほしいと思います。

注目の1冊

『地域福祉とファンドレイジング 財源確保の方法と先進事例』

(宮城孝, 長谷川真司, 久津摩和弘編集
中央法規出版)

地域福祉実践におけるパイオニアの久津摩氏が、ファンドレイジングに必要な知識や方法を解説する。第II部の実践編では、福岡市社会福祉協議会の事例も掲載。

【お問合せ】福祉・図書情報室

TEL 731-2946 FAX 731-2947

開室時間 10:00 ~ 18:00 (第3火曜日は休室)

ご寄付ありがとうございました

奉仕銀行

お預かりした寄付金は、寄付者のご希望に沿って、大切に
使わせていただきます。

寄付者(平成30年7月～12月の間にご寄付いただいた皆様です。)

東区	鹿野 晋 様 宗教法人真如苑 様
博多区	吉村 良子 様 株式会社ラック 様 辻 六四郎 様 (株)ジェイ・エス・ビー・ネットワーク 様
中央区	福岡玄海ライオンズクラブ 様 株式会社QT-net 様 三菱電機エンジニアリング株式会社 様
西区	株式会社ライフエッジ 様
春日市	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 様

※他にも匿名等で多数のご寄付をいただきました。

ご寄付のお願い 奉仕銀行



皆様から頂いたご寄付は、ボランティア活動の振興、高齢者、障がい者等を対象とした相談支援事業や地域福祉活動費などに活用させていただきます。

● 福岡市社会福祉協議会に3000円以上ご寄付いただくと、住民税・法人税の優遇措置が受けられます。

また、本会が発行する領収書、税額控除証明書とともに確定申告をすると、さらに所得税の控除を受けられます。

【お問合せ】

総務課 TEL: 751-1121

ボランティアセンター開所時間 変更のお知らせ

平成31年度4月1日より、福岡市ボランティアセンターの開所時間を下記のとおり変更いたします。

●開所日 火～土 9:00～19:00

●閉所日 日・月曜日、祝日

(月曜日が祝日の場合は翌火曜日も閉所)

※ボランティアに関する相談等は事前予約により21時まで対応します。

※登録ボランティアグループが利用するボランティアセンター貸室・ロッカー利用・印刷室等は、従来どおり21時まで利用できます。

【お問合せ】

福岡市ボランティアセンター TEL: 713-0777



赤い羽根共同募金会 からのお礼



平成30年度の共同募金運動につきましては113,109,922円(前年度比100.4%)

もの募金をいただきました。お寄せいただいた募金は、配分審査委員による現地調査や配分審査委員会を経て、平成31年度の福岡市内146校区社会福祉協議会及び、市・区社会福祉協議会の事業費として、また、福祉施設・団体の事業費として大切に活用させていただきます。募金にご協力いただきました皆さま、本当にありがとうございました。

※募金の使いみちをインターネット上の地図“赤い羽根ありがとうマップ”で公開しています。

赤い羽根ありがとうマップ



【お問合せ】

福岡県共同募金会福岡市支会 TEL: 720-5350

福岡市奉仕銀行寄付金配分先を募集します

福岡市と福岡市社会福祉協議会に「社会福祉に役立ててほしい」と寄せられた寄付金の配分先を募集します。

1. 配分対象団体

福岡市内に活動拠点を有する社会福祉分野に携わる当事者団体等で下記の要件をすべて満たす団体等

- ① 活動実績が1年以上ある。
- ② 法人格を持たない団体等又は特定非営利活動法人である。
- ③ 団体の構成員及び利用者の3分の2以上が福岡都市圏の居住者である。
- ④ 平成28～30年度に奉仕銀行の配分を受けていない。
- ⑤ 平成29・30年度に共同募金会の配分を受けていない、もしくは平成31年度に受ける予定がない。

2. 配分額

- (1) 備品購入費 25万円
- (2) 新規事業費 5万円

3. 申込方法

所定の様式に必要書類を添付の上、窓口提出ください。

4. 募集期間

3月4日(月)～5月17日(金)

こちらに記載していること以外にも様々な条件があります。

まずはお問い合わせください。

【お問合せ】 総務課 TEL: 751-1121

みんなでよかトレを始めよう ～福岡市介護予防応援WEBサイトについて～

いつまでも元気で過ごすためには、日ごろから身体を動かすことが大切です。

そこで、福岡市では、高齢者が外出し身体を動かしたりコミュニケーションをとる機会を提供する「通いの場」の活動を支援するとともに、介護予防に効果的な体操として福岡市が推奨する“よかトレ”などの情報を広く提供することを目的として、福岡市介護予防応援WEBサイト「みんなでよかトレ」を開設しています。

ふれあいサロンの情報も検索することができます。ぜひ、ご利用ください。

【お問合せ】 保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課

TEL: 711-4373

ホームページ <https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/yokatore/>

(※)福岡市介護予防応援WEBサイトはコチラ➡



よかトレや通いの場についての情報を発信しています